

司法書士による相続・空き家対策講習会

【日時・場所】

令和 6 年 6 月 23 日（日） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで
共生交流プラザカラット 南館 3 階研修室

【講師】

〈愛知県司法書士会より派遣〉 ^{まきの}牧野 ^{みほ}美保 司法書士

【周知について】

- ・ 豊明市広報
- ・ 豊明市ホームページ
- ・ チラシ配布 NPO おたがいさまの家 いっぷく
 市内老人会
 図書館設置
 都市計画課窓口設置

【経緯】

- ・ 令和 5 年 11 月 9 日に愛知県司法書士会と空き家対策に関する協定を締結。
- ・ 今回、協定により講習会を愛知県司法書士会へ依頼し実施に至る。

【参加人数】

- ・ 16 名
- ・ 自身の所有している空き家や、相続に関する質問等をされる。

【その他】

名古屋法務局熱田出張所へ講習会開催を報告。当日、法務局が用意した相続登記義務化についての案内チラシを設置し協力いただく。

相続と空き家の対策準備 ～司法書士による講習会～



「新しく始まった相続登記の義務化ってどんな制度なの?」「今住んでいる家が空き家になったらどうしよう!?」そんな疑問に関して、司法書士の牧野先生と事例をとおして楽しく相続対策や空き家対策を学びましょう!

令和6年

6月23日(日)

10時～12時(開場:9時30分)

入場無料 先着50名
(事前申込不要)

場所

共生交流プラザカラット
南館3階研修室

住所: 豊明市二村台1丁目27番地
(駐車場あり)

内 容

- ①「相続登記の義務化制度」について
- ②相続対策や空き家対策について

講師: 司法書士 まきの みほ 牧野 美保氏 (愛知県司法書士会より派遣)



問合先: 豊明市 都市計画課

☎ 0562-92-1114

E-Mail: tokei@city.toyoake.lg.jp